

扶桑町環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第8条—第15条）

第3章 協働による推進体制（第16条—第23条）

第4章 扶桑町環境審議会（第24条—第29条）

附則

私たちのまち扶桑町は、濃尾平野の北東の木曾川が山間より流れ出した犬山扇状地の一角にあり、肥沃な土壌の中、古くは多くの桑園や田畑があり、農地と自然が調和した中で養蚕・生糸の集散地として発展してきました。

しかしながら、今日の開発による都市化の進展や、便利さや物質的な豊かさを求める生活様式の変化により、地域のつながりが希薄化すると共に環境への負担が増加し、ごみの増加、大気汚染や水質汚染の進行、農地や里山の減少をまねいています。

この問題は地球的規模で広がっており、将来にわたる環境問題として広く認識され、対策が求められています。

扶桑町では平成4年9月に「地球環境保護宣言」を行い、環境保護事業も実施をしています。

私たち扶桑町民は、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない環境を守り育て次世代に引き継いでいく責任も持っています。

このような認識の下に、町、私たち町民、事業者及び滞在者が協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに扶桑町(以下「町」という。)、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の

基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 町民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 町、町民、事業者及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 町、町民、事業者及び滞在者が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び

実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。
- 3 町は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本町に滞在する者は、環境への負荷を低減するよう努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、町、町民及び事業者が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 町民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。
- (4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。

(5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第9条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、扶桑町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策

(3) 環境の保全等に関する行動指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「町民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ扶桑町環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画の推進)

第10条 町長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

(規制の措置)

第11条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、町民及び事業者の環境に及ぼす行為に対して必要に応じて、助言、指導又は改善協力要請を行うことができるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備等)

第12条 町は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

2 町は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

(エネルギーの有効利用等の促進)

第13条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第14条 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第15条 町は、地球環境保全に資するための施策を推進するものとする。

第3章 協働による推進体制

(町民等の参加の機会の確保)

第16条 町は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、町民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、町は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第17条 町は、町民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、町は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

(町民等の自発的な活動の支援)

第18条 前条に定めるもののほか、町は、町民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 町は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、そ

の情報を町民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 町は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 町は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めなければならない。

(環境施策の評価及び報告)

第22条 町は、環境施策を推進した結果に対する評価を定期的実施し、環境の状況及び環境施策を推進した結果に対する評価等について年次報告書を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第23条 町は、町の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第4章 扶桑町環境審議会

(扶桑町環境審議会の設置)

第24条 環境の保全等に関する基本的事項を審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、扶桑町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第25条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する16人以内の委員で組織する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験者

(3) 町民

(4) 事業者

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(審議会の運営に関する事項)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例施行以後最初に策定される環境基本計画に対する第9条第4項の規定の適用については、同項中「扶桑町環境審議会」とあるのは、「扶桑町地球環境保護・リサイクル推進協議会（平成4年8月20日規約第2号）」と読み替えるものとする。

3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、町長が招集する。